町で出会った元気な笑顔

おしらせ

山田町役場☎82－3111
町のホームページアドレス
https://www.town.yamada.iwate.jp/

追悼のキャンドルメッセージを募集

町では、東日本大震災で亡くなられた方への追悼の意を込め、キャンドルをともします。キャンドルには、メッセージを書きますので、皆さんの参加をお持ちしています。

▷メッセージ受付期間
　2月22日(土)～3月10日(火)
※ふれあいセンターはぴねの開館時にお越しください
▷メッセージ受付場所
　ふれあいセンターはぴね
▷キャンドル点灯日時
　3月11日(水)午後5時～6時40分
▷キャンドル点灯場所
　ふれあいセンターはぴね中庭
◆**問い合わせ**　町生涯学習課社会教育係（内線622）へ。

Jアラートの訓練テスト放送します

町では、国が実施するJアラートの全国一斉情報伝達訓練の実施に伴い、Jアラートで受信したテスト放送を町内全域の防災行政無線で放送します。

▷実施日時　2月19日(水)
　午前11時ごろ
▷放送内容　「これは、Jアラートのテストです。(×3回) こちらは防災やまだ広報です」
※気象・地震活動の状況などによっては訓練放送を中止する場合があります。
◆**問い合わせ**　町総務課危機管理室（内線415）へどうぞ。

2月分の納税

国民健康保険税…(第8期)
納　期　限…3月2日(月)
(口座振替日)
～忘れずに納付を～

ジオ散歩で感じる大地の構成を見学

◎山田の大地をめぐるジオ散歩
▷日時　3月7日(土)
　午前9時～正午
※小雨決行、雨天時中止
▷集合場所　町役場前
▷内容　▶町内の花崗岩や荒神海岸の地層見学▶大地が形作られてきた歴史の解説
▷定員　先着15人
▷申込期限　3月5日
◆**申込先・問い合わせ**　町水産商工課観光振興係(内線224)へ。

建築物防災週間で防災相談所を開設

県では、3月1日から7日までの建築物防災週間にあわせて、防災相談所を開設します。期間中、建築に関する地震対策のほか、建築物の防災に関する相談にお答えします。

▷場所　宮古地区合同庁舎3階建築指導課（宮古市五月町）
◆**問い合わせ**　宮古土木センター(☎64－2221)へどうぞ。

行政書士会による電話の無料相談会

◎行政書士記念日暮らしと事業の電話無料相談会
▷日時　2月21日(金)
　午前10時～午後3時
▷内容　▶相続▶遺言▶各種許認可申請――など
◆**相談先・問い合わせ**　岩手県行政書士会事務局（☎019－623－1555）へどうぞ。

お詫びと訂正

2月1号の掲載記事に誤りがありました。深くお詫び申し上げ、次のとおり訂正いたします。

▷おめでた・おくやみ（16ページ）
〔死亡〕欄
（誤）▷**荒川**　佐藤イチヨ(100)
（正）▷**石峠**　佐藤イチヨ(100)

桜山トンネル転落防止柵設置工事 交通規制を実施

町では、桜山トンネル内の転落防止柵設置工事に伴い交通規制（片側交互通行）を行います。規制場所では、交通誘導員の指示に従い通行してください。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

▷規制予定期間　2月20日(木)～3月13日(金)
※天候などにより期間が変更となる場合があります。
▷規制時間帯　午前8時半～午後5時
◆**問い合わせ**　町建設課都市整備第1チーム（☎82－3111内線242）へどうぞ。

町営住宅入居者募集

町営住宅は、東日本大震災で被災した世帯以外も申し込める住宅です。

町では、町営住宅への入居者を募集します。入居に当たり、現に住宅に困窮しているといった各種要件を満たす必要がありますので、お問い合わせください。

▷募集戸数　各住宅1戸
▷募集期間　2月19日(水)～28日(金)
　(午前8時半～午後5時半　土・日曜日、祝日を除く)
※応募多数の場合、抽選とすることがあります。
※入居時期は3月下旬予定
▷申込用紙配布場所　2月17日から山田町町営住宅管理センター、町建築住宅課および役場各支所で配布
◆**申込先・問い合わせ**　山田町町営住宅管理センター（☎81－1822）へどうぞ。

◇入居者を募集する町営住宅

団地名（地区）	構造・タイプ	間取りなど	家賃（月額）	建設年度
赤松（山田）	木造・戸建・平屋建	6畳×3、台所、便所(汲み取り)、浴室スペース	13,100円～19,500円	S58
希望ヶ丘（織笠）	ブロック造・長屋・平屋建	6畳×2、4.5畳、台所、便所(汲み取り)、浴室スペース	9,600円～14,300円	S53
南長林（船越）	木造・長屋・2階建	6畳×3、台所、便所(水洗)、浴室スペース	17,000円～25,300円	S63

※各団地ともペットの飼育はできません。また、入居者自身が浴槽や給湯器などを設置する必要があります。
※南長林団地は、単身入居ができません。